

## 議員提出第14号議案

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

人事委員会の勧告の趣旨を踏まえ、議員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。

### 2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

#### (1) 令和6年度

| 支給月 | 改正後      | 改正前      |
|-----|----------|----------|
| 12月 | 100分の175 | 100分の165 |

#### (2) 令和7年度以降

| 支給月 | 改正後      | 改正前      |
|-----|----------|----------|
| 6月  | 100分の170 | 100分の165 |
| 12月 | 100分の170 | 100分の175 |

### 3 施行期日

令和6年12月1日から施行する。ただし、2の(2)については、令和7年4月1日から施行する。